

会 議 録

会 議 名	平成25年度山陽小野田市環境審議会	
開 催 日 時	平成25年10月22日（火） 午後1時30分～午後3時10分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所3階 大会議室	
出 席 者	中尾勝實会長、芳原達也委員、脇坂宣尚委員、竹永満委員、三上真人委員、西村公一第一副会長、大森弘文委員、比嘉朝康委員、嶋田正平委員、河口誉元委員、山本シゲ子委員、古本裕臣委員、吉尾毅委員、畑中雅隆第二副会長、佐々木千明委員、中川二水委員、大田和義委員、木田淳志委員、田中順一委員	
欠 席 者	河村芳高委員、西村広司委員、大田和義委員、 河内邦博委員、二保享委員	委員数 24人 出席者数 19人 欠席者数 5人
事 務 局 等	市長 白井博文、市民生活部長 川上賢誠、環境課長 佐久間昌彦、環境施設整備室長 榎坂昌歳、環境施設整備室技監 中森達一、環境課課長補佐 幡生隆太郎、環境課主査 湯浅隆、環境課技師 阿部友香、環境課技師 後河内将士	
会 議 次 第	1 辞令交付 2 市長あいさつ 3 会長及び副会長選出 4 会長あいさつ 5 副会長あいさつ 6 議事 （報告事項） （1）新ごみ処理施設建設に伴う環境保全対策について （2）微小粒子状物質（PM2.5）について （その他）	
会 議 内 容	（1）（報告事項）新ごみ処理施設建設に伴う環境保全対策について ○ 環境施設整備室（川崎技研）より、新ごみ処理施設建設の概要及び環境保全対策について説明	

・質疑応答については以下のとおり

【委員】

資料2の13ページ表の③助燃について、低質ごみで灯油が0.0kg/h、空気0.0m³N/hということだが、これは助燃・再燃の施設はあるが、灯油等を追加して燃やさないということか。

【環境施設整備室（以下「整備室」）】

計画のごみ質に対しては、助燃は必要ないということである。

【委員】

助燃バーナを付けるということは、例えば、水分がかなり多い低質ごみが出てくるということを想定しているのか。

【整備室】

そういう想定をしている。万が一の場合に備えて施設を設置している。

【委員】

そうすると、万が一の場合に灯油をどの程度使用するかなど、設計上の計算に入っていないのか。

【整備室】

万が一の場合については設計上の数値は出していないが、ごみが最初のうちは自燃しないため、立ち上げる時のために助燃バーナを取り付けている。また、運転中に炉の調子が悪い時には助燃バーナを使用する。

【委員】

では、助燃バーナは立ち上げる時に毎回使用するのか。

【整備室】

立ち上げる時に毎回使用する。また、炉は24時間運転で二ヶ月に一度停止し、再度立ち上げるときに助燃バーナを使用する。

【委員】

23ページの騒音レベル予測値について、B地点は0デシベルとなっているが、これはどういうことか。

【整備室】

騒音レベル予測値の計算方法について、騒音発生施設を各部屋に設置しており、その部屋ごとに壁があるので、壁の影響で減衰した騒音の値を求めている。騒音発生施設が設置してある壁の面積や材質にもよるが、プラットホームには騒音装置は設置しておらず、その左奥に騒音発生施設を設置しているので、何部屋も通過した後の騒音を計算すると、B地点では0デシベルになる。

【委員】

騒音発生施設がないのではなく、透過音等を計算して予測値を出しているのか。

【整備室】

騒音発生施設はあり、計算結果として0デシベルである。

【委員】

25ページ第9節の計測監視体制のばいえん等について、年3回の測定で監視を行うことになっており、法定測定頻度は年2回以上なので年3回で十分かもしれないが、何か異常が起こった場合、最大4ヶ月は気づかないということになる。これでいいのか。また、臭気をモニタリングするようになっていないが、いいのか。

【整備室】

ばいえん等について、法定測定頻度は年2回以上なので、それに従い測定を年3回としている。ただし、ご指摘のとおり3、4ヶ月の間は、目に見えて異常がない限りは気づけないということになる。目に見えて異常がある場合には随時測定していくことになると思う。

臭気については、最初に測定することが義務づけられており、その後の測定は義務づけられていないので、計画としては測定しない。ただし、異常が発生した場合は随時確認するために測定することになると思う。

【委員】

それならば、臭気も「随時測定」など書いた方が安心できる。

【会長】

測定監視体制の測定頻度のことについて、測定を行わない期間の過去の実績はどうなっているのか。大小様々な規模の施設があると思うが、現在の計画の体制で十分だというような裏付けになる実績はあるか。

【整備室】

これまでの実績については、今の計画と同じような形で不都合は起こっていない。

【委員】

6ページの⑤給水設備について、浸出水原水槽（116m³）という表現があるが、18ページの排水処理フローの中にはこのような表現がない。浸出水原水槽とは、18ページのフローではごみピット排水貯留槽のことか。

【整備室】

浸出水原水槽は、ごみ焼却施設に隣接している最終処分場の雨水を利用するために設けている。ここに浸出水を取り込み、ごみの冷却にも使用するための水槽である。

【委員】

6 ページでは、浸出水原水槽は主要機器となっているので、排水処理フローの中に浸出水原水槽を載せた方がいいのでは。

【整備室】

浸出水原水槽に入る水は排水するものではないので、排水処理フローには載せていない。

【会長】

18 ページに載せるとしたらどの位置に来るのか。

【整備室】

18 ページに載せるとしたら、水槽を一つ追加し、右下の噴射水水槽に送る形になる。噴射水水槽からガス冷却用の水が送られるので、ここに浸出水を投棄する形になる。

【会長】

その水槽は大きいのか。新ごみ処理施設の建屋内に設置するのか。

【整備室】

建屋内である。

【会長】

現況はどこまで進んでいるか。工事はすでに始まっているのか。

【整備室】

工事は始まっており、現在は8ページのごみピット吹き抜けの部分の底板のコンクリートを打設している状態である。

【会 長】

8ページの図で、現在のごみ処理施設において管理部は別棟だが、新しい施設では建屋内に管理部を設置するのか。

【整備室】

管理部は建屋内に設置する。

【会 長】

8ページの図で、1階の下方の部分が管理部になるのか。

【整備室】

車いすの絵があり、その右の辺りが管理部になる。

【会 長】

下の図の左下の縦線が引いてある部分はスロープなのか。

【整備室】

これは駐車場の屋根になる。

【会 長】

汚泥焼却量が9.5 t/日となっているが、これは下水処理場と屎処理場から出てくる全量の汚泥を処理する計画なのか。

【整備室】

全量を処理する計画になっている。

【会 長】

全量の処理が可能なのは汚泥乾燥装置が設置されているためだと思うが、この汚泥乾燥装置について、6 ページにキルン式と説明があり、13 ページのフロー図で焼却炉のすぐ右横に設置してあるが、これはキルンの中に汚泥を投入し、焼却炉の排ガスを直接汚泥に接触させて乾燥させる方式か。

【整備室】

その方式である。

【会 長】

そうすると排ガスは焼却炉に戻して臭気等は全て処理できるのか。

【整備室】

処理できる。

【会 長】

汚泥を受け入れる時、含水率は何パーセントか。

【整備室】

受け入れ時は約80パーセントである。

【会 長】

計画では乾燥施設で何パーセントまで減少させることができるのか。

【整備室】

約60～70パーセント減少する。

【会 長】

現状ではこういった方式は普及しているのか。

【整備室】

普及しており実績もある。

【会 長】

23ページの敷地図で、ごみ収集車の搬入経路はどうなるのか。どこから入ってどのようにプラットフォームに向かうのか。

【整備室】

まず、プラットフォームは二階に設置されており、A地点の所に道路が書いてあるが、その右側の道路から左に入っていくようになる。

【会 長】

この道路は既存の道路なのか。

【整備室】

既存の道路である。ここは公道であり、公道から左に入り、下の方に曲がるとトラックスケールがある。トラックスケールを通り過ぎて、さらに下に向かいその後右に曲がる。右に曲がったところでスロープが始まり、二階にあがる。

【会 長】

23ページの表2.9の騒音レベル予測値だが、一行目の数値が新しい騒音発生施設についての予測値なのか。

【整備室】

新しい施設についての予測値である。

【会 長】

A地点の騒音レベルが、現状では53.5デシベルで、予測値は46.7デシベルであるが、それらの騒音を合成するといくらになるか。

【整備室】

既設のごみ処理施設は、新しいごみ処理施設が起動すると停止するので、騒音が合成されることはない。

【会 長】

11ページの表1.4取扱物質の物性一覧について、ポリ塩化アルミニウムの分子量が1.19以上というのは間違いだと思う。119以上ではないかと思う。

【委 員】

14ページの表2.1について、硫黄酸化物の除去率が他に比べて若干小さいが、理由があるか。

【整備室】

実績的にこの数値になる。

(2) (報告事項) 微小粒子状物質 (PM2.5) について

○ 事務局より、微小粒子状物質 (PM2.5) の現状について説明

・ 質疑応答については以下のとおり

【委 員】

資料3について、PM2.5の値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、市から市民に警告等の対策を行っているのか。

【事務局】

市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などに対して、山口県と市で連携して漏れなく通知をする。また、山口県ではホームページ、テレビ、PM_{2.5}の配信メール等を利用し、市ではホームページと防災メールを利用している。山口県PM_{2.5}情報メール配信サービスでは、携帯電話又はパソコン等で、QRコードをバーコードリーダーで読み込むと山口県のメール配信サービスを受けることができる。そうすると注意喚起が出た時に、自分の携帯電話にメールが自動で配信される。山口県では県内を西部、中部、東部、北部に分けて注意喚起を行うが、仮に東部の方で85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ という数値を超過した場合でも、県内全域に注意喚起のメールが配信される。つまりこの場合、山陽小野田市は西部地区で数値を超えていないが、メールは配信されるので、県内を4区域に分けていることを認識していないと、勘違いする可能性もある。

【会 長】

山陽小野田市の測定局が須恵健康公園に設置してあるが、資料2の2ページの地図でいうとどの辺りになるのか。

【事務局】

地図でいうと、内側の1kmの円があるが、その円の中の右側に太平洋セメントがあり、その線の縁よりも少し南東側に行ったところである。

【会 長】

そこが特別な環境であるわけではないのか。

【事務局】

須恵健康公園は住居地域になっており、資料3の4ページの一番下のグラフでは、PM_{2.5}の値は宇部総合庁舎とほぼ同じ動きをして

いる。両地点とも周辺に市街地又は工業地域があり、宇部総合庁舎の場合は交通量も相当あると思われる。そういった条件により類似した動きをしている状況だと考えられる。

【委員】

4 ページのまとめのところで、季節的なPM2.5の濃度の変動について春が高く夏が低いとあるが、この傾向について説明がつくか。

【事務局】

報道等でもあるように、中国からの黄砂が飛来すると、黄砂とともにPM2.5も飛来して来るといった状況ではないかと思う。

【委員】

2 ページの環境基準適合状況について須恵健康公園は環境基準に適合していないとなっているので、これはどう解釈したら良いか。

【事務局】

環境基準値はかなり安全を見た値で、ただちに健康に被害を及ぼす値ではない。環境基準値よりもさらに高い日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたら注意喚起をすることになっている。しかし、24時間経たないと日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたかがわからないため、 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に見合う数値として $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたら注意喚起をすることになっている。日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ は非常に安全を見ている値であり、須恵健康公園はその値をクリアしていないが、過去において注意喚起の値($85 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過したのは年に数回である。

【委員】

環境基準が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であって、その値以下にすることが普通ではないのか。

【会 長】

環境基準は、健康を維持するのに望ましいとされる値であって、その値を超えたからといって必ずしも健康被害が出る値ではない。

【委 員】

環境基準とは、例えば日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の環境の中で普通に生活して健康被害がでない基準である。この値の約10倍で健康に被害がでると思われるが、 $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でも問題はないが、それをさらに下回る値を環境基準として設定している。現実には瞬間値で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることがあるが、夜だと車の交通量も少なく、平均としては値が下がる。環境基準は平均値となっているが、この値が万全で、健康に被害を及ぼさない値かと言われれば、今の医学や科学で健康被害を及ぼさないという値であり、将来的にこれが悪い値だったとなる可能性は否定できない。

【市 長】

ご指摘の通り、公の機関（国・県・市等）が環境基準として一定の数値を示している以上は、それを超え、健康にとって好ましくない状況を放置することは許されない。従って、段階的に今のところPM2.5についての情報のメール配信サービスを行っており、そのサービスを受けて自己防衛をして欲しい。PM2.5についてはそういう対応で環境基準の役割・機能を果たせるのではないかということ。少なくとも数値として目標が設定されている以上は意味がないということではない。十分心得て、市としても市民の健康を維持する方向で注視していきたいと考えている。

【会 長】

これから注視していかなければならない。1ページの全国的な傾向を見ると、改善される期待があるが、最近のデータを入れるとこれが右上がりになるのだろうか。それだと非常に危惧される。

【事務局】

このデータは環境省のホームページをそのまま引用している。大気汚染防止法に基づく様々な対応によって減少傾向にあるという表現であるが、マスコミ等でも出てくるように、今後も注視していかなければならない。

(3) その他について

【事務局】

先ほどのPM2.5の配信メールを登録等お願いしたい。また、環境フォーラム2013が11月23日(土)に文化会館の小ホールで開催されるので都合がつけばご参加いただきたい。

【事務局】

会長さんはじめ委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。これを持ちまして山陽小野田市環境審議会を閉会いたします。

・・・・・・・・午後3時15分、審議会終了・・・・・・・・